

要 望 書

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会

令和7年9月3日

令和7年(2025年)9月3日

滋賀県知事

三日月 大造 様

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会

会長 大西 孝雄

障害者施策に関する要望書

平素は、障害者施策の推進に格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、当協会は、県内各地域の身体障害者団体や障害別団体の方々と協力し、障害の有無にかかわらずだれもが地域で安心して、安全に暮らせる社会をめざし、障害者福祉に関する法制度や施策の充実に向けて取り組んでいます。

また、私たち障害者自身も地域社会に貢献し、活動することで障害者理解を深め、誰もがお互いに相手を思いやり、尊重しあう「共生社会」を実現できるように取り組んでいるところです。

しかし、障害者が安心して安全に暮らすためには、災害発生時の避難支援移動手段の確保、民間企業における障害者雇用など、私たちの力だけでは解決できない多くの課題があり、行政や地域住民の皆様の御支援が必要です。

つきましては、是非、お力添えをいただき多くの障害者の願いである次の要望事項について、重要性を御賢察の上、その実現に向け格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

障害者施策要望

1. 障害者差別解消法と滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の啓発

改正障害者差別解消法の施行により、法でも民間企業に「合理的配慮の提供」が義務付けられていますが、法や条例についての認知度は、まだまだ低い状況です。車いすでの入店拒否など「合理的配慮の不提供」の事案が発生していることから、次のことに取り組まれるよう要望します。

- ① 「共生社会」や「合理的配慮の提供」等について、SNS等広報媒体を活用しより一層周知・啓発に取り組まれない
- ② 各障害種別に対応した情報取得のためのコミュニケーションツール等を行政機関等に整備されたい
- ③ 学校教育において、地域の障害者との交流やボランティア体験をとおした心のバリアフリー(思いやり)教育を充実されたい

2. 避難行動要支援者への実効性のある避難支援体制と避難所の整備

大規模災害発生時の避難支援については、国や県で、重要な位置づけとして避難所の整備等に取り組まれています。

また、「誰一人取り残されない避難」の実現に向けて、個別避難計画の策定や避難訓練の実施について、日頃から、誰もが「自助」「共助」を意識できるよう、次のことを要望します。

- ① 県下全域(各市町)で全ての避難行動要支援者の個別避難計画を策定し、避難支援方法等の内容を要援護者と支援者が共有できるよう取り組まれない
- ② 個別避難計画等の実効性をより高められるよう、自治体等が実施する避難訓練に、避難行動要支援者である障害者などが参加できるよう取り組まれない
- ③ 避難所(特に福祉避難所)に車いす用仮設トイレなど、各障害種別に対応した設備を整備されたい

3. 障害者雇用の促進と労働環境の整備促進

「障害者雇用促進法」により、民間企業に雇用されている障害者数が増加していることから、企業や従業員が障害者に対する理解をより一層深める必要があります。障害者が自立するため、継続して働き続けられるよう次のことを要望します。

- ① 障害者雇用に向けて理解が進むよう、民間企業に対するより一層の啓発に取り組まれない
- ② 民間企業が実施する、障害者が働きやすいハード面の整備や従業員に対する障害者理解促進に対し支援されたい
- ③ 重度障害者の雇用機会の拡大に向けて、障害者の能力やスキルを發揮することで雇用につなげられるよう取り組まれない

4. だれもが安心安全に暮らせるまちづくりと移動手段の確保

だれもが安心安全に暮らせるまちづくりにむけて、法や条例により順次整備が進められています。しかし、障害があることで事故にあうなどの事例が発生しています。また、近年、障害者や高齢者の移動手段を確保することが困難になっていることから、次のことについて要望します。

- ① 公共施設等の建設や大規模修繕の際には、設計前に障害者の意見を聴く機会を設けられたい
- ② 鉄道駅舎のホーム上に、転落防止柵等の設置が促進されるよう支援されたい
- ③ 無人駅を利用する際の安全と利便性が確保されるよう支援されたい
- ④ 障害者や高齢者にとって、生活や地域活動を支える重要な公共交通の維持整備と安全な道路の整備に取り組まれない